

随意契約理由書

1 案件名称

福島区役所所管施設 保守点検・修繕等包括的業務委託 長期継続

2 契約の相手方

株式会社ザイマックス関西

3 随意契約理由

本業務の遂行にあたっては、市設建築物等の建築年数、規模及び設備等の状況を理解し、施設所管担当からの相談に対して適切な実施方法を提案するとともに、自ら点検・修繕を実施するために、高度で専門的な技術力や知識等を要する。

また、設計・監理業務を適正に行うことができる知識及び経験を有していることや、法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていることなど、本業務を公正に行うことができる能力が求められ、それらの性質及び目的が競争入札に適さないものであることから、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、株式会社ザイマックス関西の評価点が高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、株式会社ザイマックス関西と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

福島区役所 企画総務課（総務）

電話番号 06-6464-9625

随意契約理由書

1 案件名称

福島区地域住民による安心・安全・快適駅前構築事業業務委託

2 契約の相手方

上福地活協

3 随意契約理由

大阪市では、平成 24 年度に「市政改革プランー新しい住民自治の実現に向けてー」を策定し、「ニア・イズ・ベター」という考え方のもと複雑多様化する地域社会が抱える課題へ対処すべき「公共」分野の拡大について、これまでのように行政が中心となって担うのではなく、行政、市民、地域団体、NPO 等と協働（マルチパートナーシップ）による取組を進め、活力ある地域社会づくりをめざすこととした。

その後、各区の特性や実情に即した更なる区政運営を進めていくため「豊かな地域社会の形成に向けた区政運営方針」を平成 27 年 2 月に策定、本市事務事業の社会的ビジネス化をコミュニティビジネス（CB）/ソーシャルビジネス（SB）の手法で促進することとした。

平成 29 年度には「市政改革プラン 2.0」にて着実にスピード感をもって取組を進め、地域住民の自立的な地域運営が行われる地域社会の実現をめざし、さらに、令和 2 年度には「市政改革プラン 3.0」においては、地域社会づくりと区行政の運営の両面において、ニア・イズ・ベターをより一層徹底し、地域活動協議会による自律的な地域運営の促進の必要があるとしている。

本業務は、これまでの方針を踏まえ、JR 福島駅周辺地域における放置自転車など自転車利用の適正化を含め様々な地域課題解決に取り組むもので、地域の状況を熟知するメリットを生かし地域住民が啓発指導員として活動するほか、巡回時にたばこ、空き缶等のポイ捨てごみの回収、小学校登下校時に子どもたちの見守り、公園の防犯巡視なども実施するなど街の美観維持や安心安全なまちづくりに貢献する社会的ビジネスとして平成 26 年度より実施している。

契約相手方である上福地活協については、事業実施地域の住民で地域コミュニティを組織し、行政と連携して地域のまちづくりに関する活動を実践する地域振興組織であり、地域課題を熟知し、公共活動を組織的に担えるような住民団体等は当契約相手方のほかにはない。

そのため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により、特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

福島区役所 企画総務課（企画推進）

電話番号 06-6464-9908

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 福島区広報誌「広報ふくしま」企画編集業務

2 契約の相手方

株式会社 アド・エモン

3 随意契約理由

区広報誌「広報ふくしま」の作成にあたっては「読みやすく、読み進めたいくなる、区民に伝わる広報誌」を基本理念としている。区民が求める情報・区として確実に届けたい情報をわかりやすく提供し、区民の区政への理解や関心を高めるきっかけとなるような魅力あふれる広報誌作成のためには、高度なデザイン等の技術が求められることから、民間事業者のノウハウや企画力を活かした高度で専門的な提案を求める必要がある。そのため、選定について公募型プロポーザル方式を採用し、選定における公平性、公正性、透明性の保持のため、外部の専門家を構成員とする選定委員会を設け、客観的な審査基準を定めた上で審査することとした。

学識経験等を有する選定委員による採点の結果、上記業者が品質的に優れた提案を行い契約相手方として適当であるとのことであったため、上記業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

福島区役所 企画総務課（企画推進）

電話番号 06-6464-9683

随意契約理由書

1 案件名称

福島区役所所管施設 保守点検・修繕等包括的業務委託 長期継続

2 契約の相手方

株式会社ザイマックス関西

3 随意契約理由

本業務の遂行にあたっては、市設建築物等の建築年数、規模及び設備等の状況を理解し、施設所管担当からの相談に対して適切な実施方法を提案するとともに、自ら点検・修繕を実施するために、高度で専門的な技術力や知識等を要する。

また、設計・監理業務を適正に行うことができる知識及び経験を有していることや、法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていることなど、本業務を公正に行うことができる能力が求められ、それらの性質及び目的が競争入札に適さないものであることから、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、株式会社ザイマックス関西の評価点が高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、株式会社ザイマックス関西と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

福島区役所 企画総務課（総務）

電話番号 06-6464-9625

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市福島区における地域コミュニティ支援事業業務委託【長期継続契約】

2 契約の相手方

一般財団法人大阪市コミュニティ協会

3 随意契約理由

本業務については、「地域活動協議会等が行う地域運営への積極的支援」を主な業務内容とし、支援対象となる地域活動協議会の運営状況や抱える課題はさまざまであることから、地域活動協議会からのニーズに沿ったきめの細かい支援が求められる。よって、地域活動協議会からの多種多様なニーズに応えるための高度な知識・技術や創造力、構想力、経験やノウハウ、応用力が要求される業務である。

したがって、区の現状を理解し、事業の目的を十分認識したうえで業務を遂行する必要があり、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、事業者の活動実績、企画力、本事業に対する意欲や取り組む姿勢など、その適性を多角的に評価する必要があることから、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定委員会において意見を聴取した結果、「一般財団法人大阪市コミュニティ協会」の評価点が一定の基準を満たし、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、「一般財団法人大阪市コミュニティ協会」と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

福島区役所 市民協働課（地域活動支援）

電話番号 06-6464-9743

随意契約理由書

1 案件名称

地域の福祉活動サポート事業及び福島お助けネットワーク事業

2 契約の相手方

社会福祉法人 大阪市福島区社会福祉協議会 会長 小西 克彦

3 随意契約理由

福島区では、平成 28 年度より「地域の福祉活動サポート事業」として複雑化・多様化する福祉課題に対応するため、地域福祉コーディネーターを区内 10 地域に配置して相談業務等を行うことで、地域団体等との連携を深めて地域福祉を推進し、住民が主体のコミュニティづくりに取り組んでいる。

また、平成 25 年度より実施している「福島お助けネットワーク事業」は、高齢者や障がい者への公的サービスの対象とならない軽微な家事やちょっとしたお困りごとに対して、有償ボランティアがお手伝いすることで地域での共助体制構築の推進を図っている。両事業とも地域ニーズの把握に努め新たな支援者となる担い手を発掘し、地域住民主体の福祉コミュニティの形成を図る事業であり、一体的な実施が必要であるとともに、地域からの支援・協力が不可欠である。

そのことから、受託者は区全体の状況や福祉課題を的確に把握し、地域とともに課題解決に取り組むことができる支援機能を有する事や、福祉分野における高度・専門的知識やノウハウが求められる。

福島区社会福祉協議会は、社会福祉法第 109 条第 2 項で「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」に規定され、福島区役所とも「地域福祉活動の支援にかかる連携協定」を締結するなど、これまで当区の地域住民、地域団体及び社会福祉関係施設等とのネットワークの要として、豊富な経験と実績をもつ団体である。また、地域の社会資源との連携・協働をもとに蓄積してきた福祉分野でのスキルにおいて、本事業を効果的に実施できる唯一の団体である。

以上のことから、本件については、社会福祉法人 大阪市福島区社会福祉協議会に業務を委託する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

福島区役所 保健福祉課（地域福祉・障がい者福祉）

電話番号 06-6464-9857

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度福島区民まつり企画運営業務委託

2 契約の相手方

一般財団法人大阪市コミュニティ協会

3 随意契約理由

区民まつりは、単なるイベントではなく、区内全域を対象として行うコミュニティ意識を醸成するための事業である。

したがって、福島区地域振興会をはじめとした区内の地域団体等が事業の企画や運営に参画し、各種団体、企業、学生、ボランティアグループなど100を超える参加団体が円滑に連携・協力しながら実施する必要がある。

福島区におけるコミュニティづくり推進の中心的団体として設立された財団法人福島区コミュニティ協会は、福島区地域振興会をはじめとした区内地域団体を構成団体として、昭和62年に設立されて以降、区内の各種団体の支援・育成・団体間の連携促進や、コミュニティスタッフの育成、また、各団体と協働して各種事業を実施するなど、コミュニティづくりにおいて中心的役割を果たしてきた団体であるが、平成22年8月に24区のコミュニティ協会が合併され財団法人大阪市コミュニティ協会となった。

平成25年4月には現在の一般財団法人大阪市コミュニティ協会となったが、設立当初と変わらずコミュニティ事業の実施団体として、あるいは各種市民組織間の連絡調整をはかる団体として重要な役割を担っている。このような実績及び能力をもつ団体は同協会を除いては他に存在しない。

以上のような理由から、一般財団法人大阪市コミュニティ協会が唯一であり、本件を地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

福島区役所 市民協働課（市民協働）

電話番号 06-6464-9734